

平成23年3月31日
宇都宮市理財部契約課

地域建設業経営強化融資制度の延長について

この制度は、中小建設業者への資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度ですが、国が、「円高、デフレ対応のための緊急総合経済対策」において、建設業の資金調達の円滑化に係る支援を強化することとし、本制度を1年間延長することを決定しました。

本市においても、制度の実施期間を1年間延長することになりましたのでお知らせします。

1 概 要

受注業者から事業協同組合等へ未完成工事に係る工事請負代金債権を譲渡し、これを担保に、事業協同組合（注1）や一定の民間事業者（注2）が財団法人建設業振興基金から債務保証を受けている場合に、金融機関等から借り入れた資金を受注業者に転貸融資するものです。

さらに、未完成部分の施工資金について、金融機関から融資を受ける場合には、保証事業会社（注3）が債務を保証するものです。

注1：事業協同組合等とは、社団法人栃木県建設業協会など

注2：一定の民間事業者とは、保証事業会社の関連会社

注3：保証事業会社とは、東日本建設業保証株式会社

2 対 象

- ・ 宇都宮市が発注した建設工事であること。
- ・ 中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条に該当する中小企業者が受注していること。
- ・ 契約書第35条第1項の前金払を受けた工事であること。
- ・ 工期が複数年度に及ぶ場合には、対象にならない場合があります。詳細については、財団法人建設業振興基金のホームページをご参照ください。（URLは、下記のとおり）

3 実施期間

平成21年1月15日から平成24年3月31日まで

4 そ の 他

- ・ 詳しくは、宇都宮市理財部契約課（電話：632-2164）又は、東日本建設業保証㈱栃木支店（電話：639-2388）にお問合せください。
- ・ 制度の概要については、財団法人建設業振興基金のホームページに掲載されておりますのでご確認ください。

URL <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>